

**荒川将来像計画 2010**

**地区別計画**

**〔板橋区〕**

**荒川の将来を考える協議会**



## まえがき

板橋区を流れる荒川は、明治末期の2度の大洪水を契機として、洪水からまちを守るために造られた人工の放水路ですが、完成して約80年経った現在では、人工のものとは思えないほど、ひとつの風景としてすっかり地域に定着し、親しまれています。

この荒川の下流部を巡って、私たちの様々なニーズが増えてきています。洪水からまちを守ること、水面を舟運の路として利用することに加え、極度に都市化された板橋区内にあつて残された貴重な空間として、この荒川に生まれた豊かな自然を守り育てる場であったり、スポーツ・レクリエーションを楽しめる場や、地震時の避難場所であったりと、多面的利・活用が求められています。

先の「荒川将来像計画1996」は、「荒川の荒川らしさとは何か」という視点から眺め、様々な意見を調整し、荒川の将来の姿を提示したものです。この「荒川将来像計画1996」は、荒川の下流部全体を対象に目指すべき川づくりを示す全体構想と、沿川市区ごとにまとめた地区別計画に分かれています。板橋区の地区別計画については、平成8年4月に策定しており、これ以降、この計画に基づき整備を進めてまいりました。

この度、計画策定から10年余りが経過し、社会情勢等の変化や現状の課題を整理し、それらへの対策や魅力をより向上させるための取組について、荒川下流部全体の今後の川づくりの方向性を示す「荒川将来像計画2010推進計画」を平成22年10月に策定いたしました。

本地区別計画は、その推進計画を受け、荒川下流部の沿川関係自治体である2市7区（江東区、江戸川区、墨田区、葛飾区、足立区、北区、板橋区、川口市及び戸田市）と当該区間を管理している国土交通省荒川下流河川事務所で構成される「荒川の将来を考える協議会」において、その将来像について検討し、各市区が住民と協働で川づくりを行うための行動指針としてとりまとめ、関係する多くの方々との協議を重ねて策定したものです。

平成24年 9月

荒川の将来を考える協議会

板 橋 区 長 坂 本 健

国土交通省荒川下流河川事務所長 波多野 真樹



# 荒川将来像計画2010 地区別計画〔板橋区〕

## 目次

<b>1. 地区別計画とは</b> .....	<b>1</b>
1.1 計画のねらい .....	1
1.2 計画の位置づけ .....	2
1.3 検討体制 .....	3
1.4 推進計画のあらまし .....	4
<b>2. 荒川づくりの考え方</b> .....	<b>5</b>
2.1 まちづくりの中での荒川の役割 .....	5
2.2 川づくりの基本方針 .....	6
2.3 土地利用計画 .....	8
2.4 ブロック計画 .....	11
2.4.1 現況土地利用 .....	11
2.4.2 ブロック計画 .....	12
<b>3. 荒川の維持・管理の考え方</b> .....	<b>21</b>
3.1 基本的な考え方 .....	21
3.1.1 管理計画策定の背景 .....	21
3.1.2 管理上の課題 .....	21
3.1.3 管理計画の手法 .....	22
3.2 行政と区民の役割 .....	23
3.2.1 国（河川管理者）が行う維持管理 .....	23
3.2.2 板橋区が行う維持管理 .....	23
3.2.3 区民が行う維持管理 .....	24
3.3 河川敷の管理計画 .....	25
3.4 自らできる川づくり支援の仕組み .....	26
<b>4. 計画の実施に向けて</b> .....	<b>27</b>
4.1 推進の仕組み .....	27
4.2 計画の変更プロセス .....	27
4.3 計画書の周知 .....	27



---

# 1. 地区別計画とは

地区別計画とは、荒川下流部の沿川自治体 2 市 7 区が、荒川下流部の今後 10 年間の川づくりの方向性を示した「荒川将来像計画 2010 推進計画」を受け、国土交通省荒川下流河川事務所とともに、それぞれの自治体の地区ごとの川づくりの行動指針として策定するものです。

以下に、この地区別計画のねらい、位置づけ、検討体制、推進計画のあらましを示します。この中で、前回策定した地区計画との違いや、上位計画である推進計画との関係を分かりやすく解説します。

## 1.1 計画のねらい

平成 8 年 4 月に策定された「荒川将来像計画」は、荒川下流部をより魅力的な川とするための川づくりのあるべき姿を示し、それらを実現するための取組をとりまとめたものです。荒川下流部は、この計画に基づき自然地と河川利用、治水のバランスのとれた魅力ある空間となるような整備が進められています。整備を進めるにあたっては、沿川 2 市 7 区の「荒川市民会議」の議論を踏まえるとともに、国土交通省荒川下流河川事務所と沿川自治体の連携により、親しみのある荒川づくりを進めているところです。

一方、計画策定より 10 年余りの年月が経過し、社会情勢等が変化してきた中で、荒川下流部においては、河川敷の自然地へのニーズの増加、不法投棄や漂着によるゴミの増加、河川敷における迷惑行為の増加などの新たな課題が顕在化してきています。

このような背景の下、これまでに得た知見をもとに、荒川下流部における新たな課題に対応し、これらの解決を目指すとともに、荒川下流部をより一層魅力的な川とするため、「荒川将来像計画 2010 推進計画」を平成 22 年 7 月に策定し、この計画に基づき、それぞれの地区ごとの「荒川将来像計画 2010 地区別計画」を策定するものです。



板橋区を流れる荒川 (25.4km～28.2km)

## 1.2 計画の位置づけ

「荒川将来像計画 2010 推進計画」は、「荒川将来像計画 1996」の理念と方針を踏襲し、荒川下流部全体の今後おおむね 10 年後の望ましい姿を目指した計画としてとりまとめたものです。

地区別計画は、この推進計画をふまえ、荒川下流部の沿川関係自治体である 2 市 7 区（江東区、江戸川区、墨田区、葛飾区、足立区、北区、板橋区、川口市、戸田市）が主体となり、それぞれの地区における今後 10 年間の川づくりの取組と維持・管理の方針について策定するものです。

「荒川将来像計画 1996」の地区計画書を基にしたこれまでの 10 年余りの取組の結果、板橋区地区では、自然地の保全・創出や多目的地の整備等が推進されてきました。これらの取組により、板橋区地区の荒川河川敷は、一步一步ではありますが、目指すべき望ましい姿に近づいてきています。その一方で、取組の結果生み出された自然地や多目的地の維持管理については、行政に加えて、区民参加による取組が図られ、成果を上げ始めたところです。

そこで、本地区別計画には、これまで 10 年余りの川づくりの成果・効果を継続的に発現するための取組と、区民との協働による河川管理の推進についても盛り込むこととします。

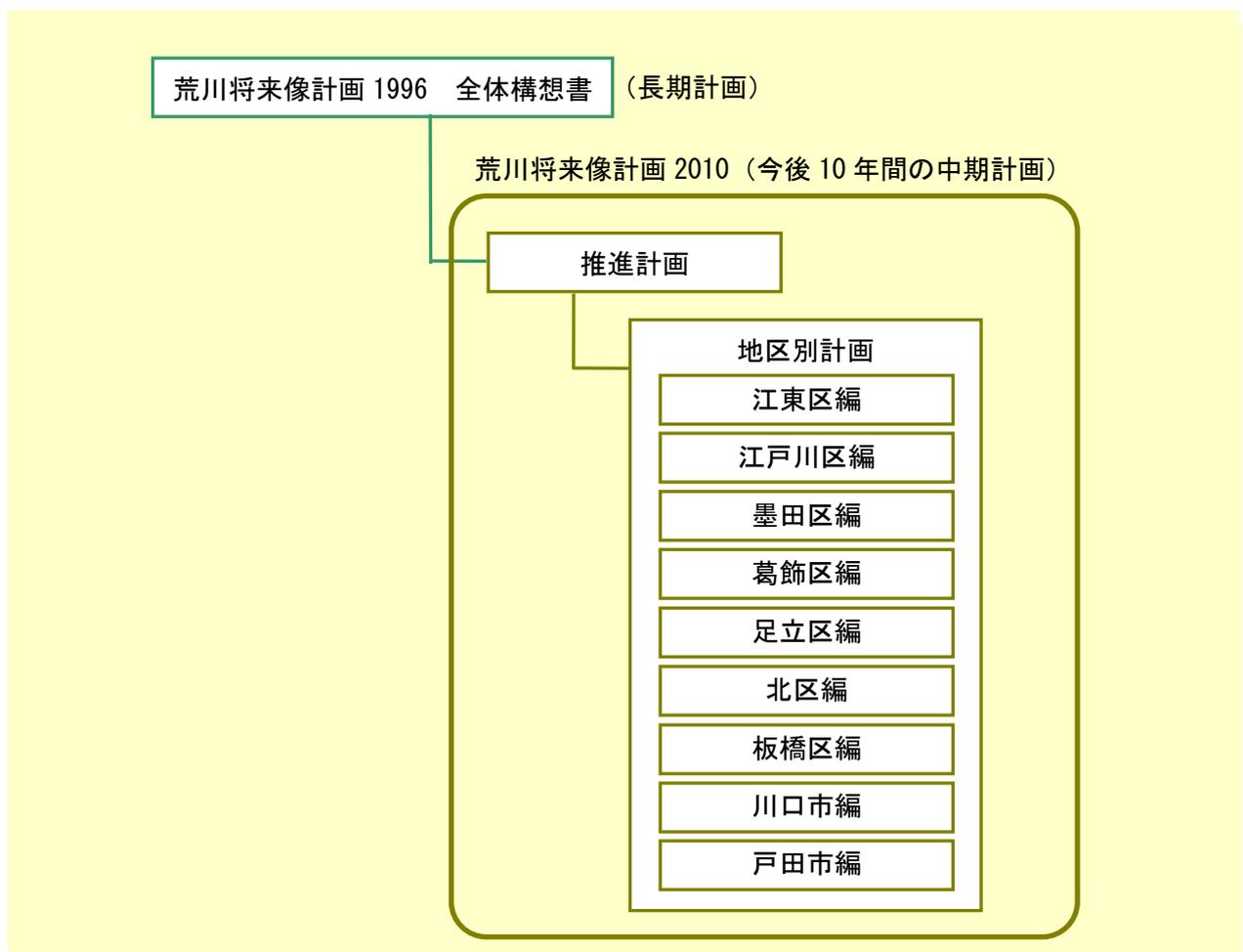


図 1 荒川将来像計画 2010 の構成

### 1.3 検討体制

地区別計画は、荒川下流部の沿川2市7区の自治体及び国土交通省荒川下流河川事務所により原案を作成した上で、各地区の荒川市民会議等において地域住民の意見聴取を行い、「荒川の将来を考える協議会」への案の提出・承認を得て策定したものです。板橋地区別計画につきましても、板橋区荒川市民会議での議論を踏まえ、その意見を取り込みながら策定に至りました。

地区別計画策定後は、板橋区と国土交通省荒川下流河川事務所が主体となり、地区毎の計画の改善に向けてフォローアップを行うものとし、必要に応じて内容の見直しを行っていきます。

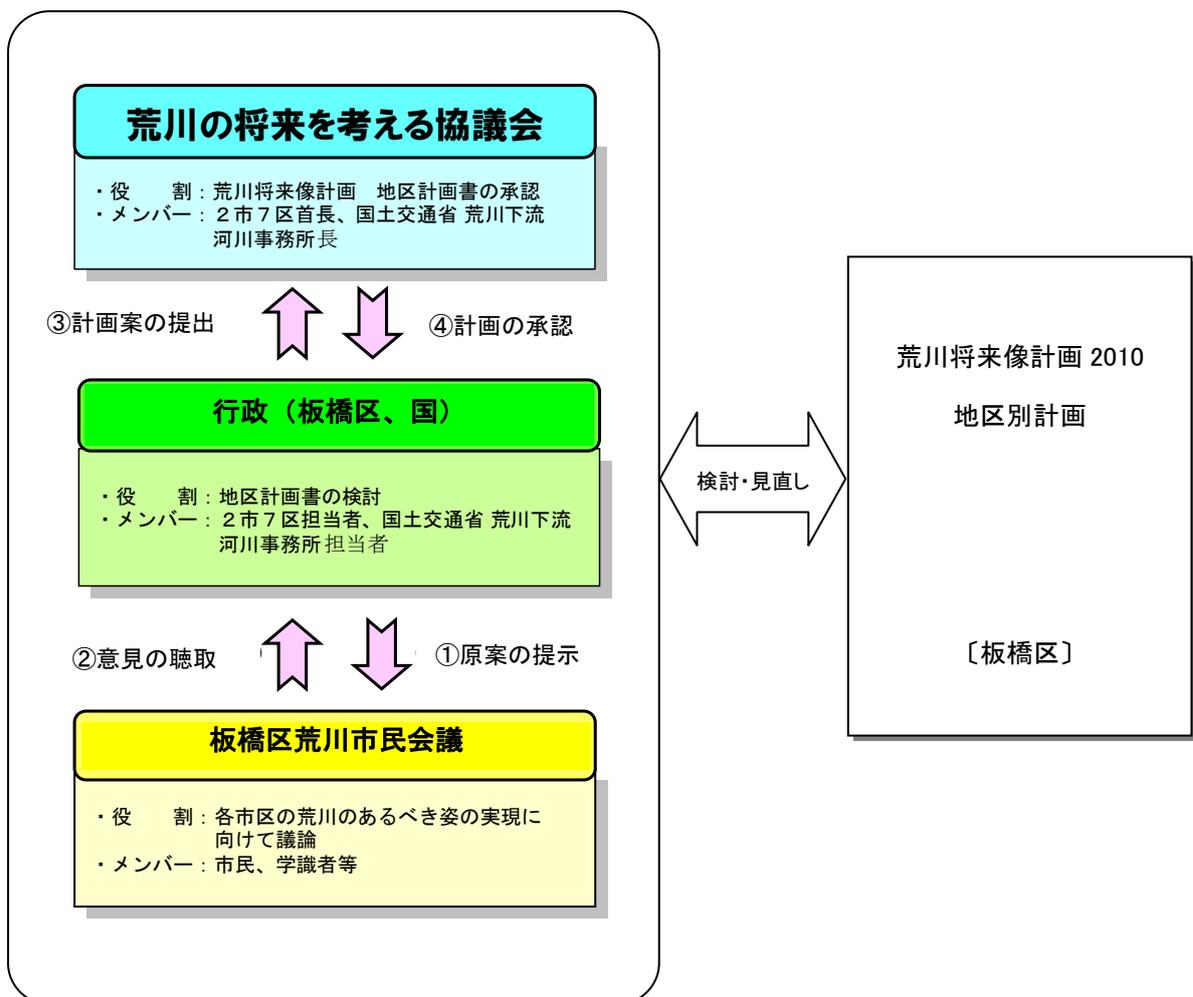


図2 荒川将来像計画 2010 地区別計画（板橋区）の検討体制

## 1.4 推進計画のあらまし

「荒川将来像計画 2010 推進計画」では、“放水路から川らしい水辺へ”をスローガンとして掲げ、治水・環境・利用の相互関係を大切にしたバランスのとれた川づくりの取組を、図3に示す3つの基本理念に基づいて進めていくものとしています。

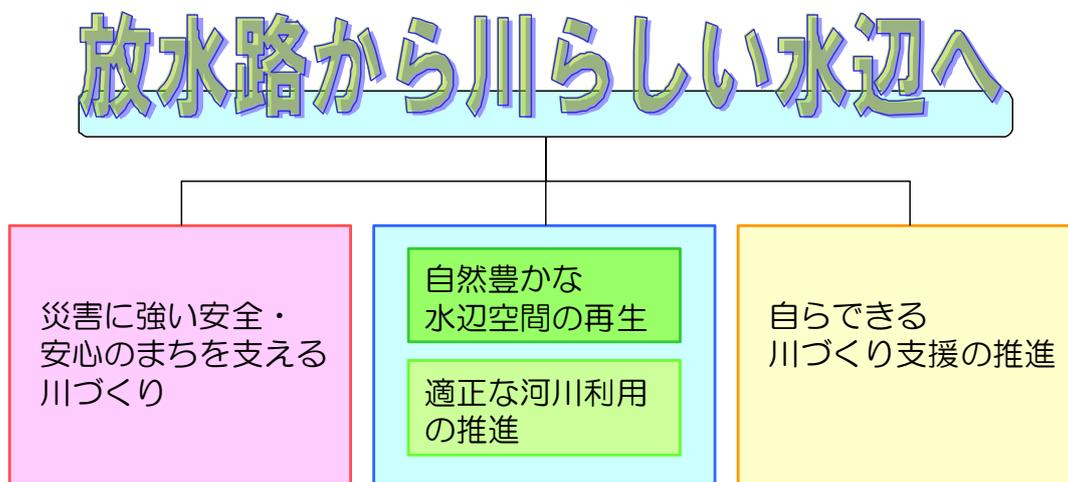


図3 荒川下流部の川づくりの基本理念

推進計画では、上記の基本理念をもとに以下の4つの取組を推進していくものとしています。

○ 災害に強い安全・安心を守る川づくり

- ・ 水害から地域住民の生命と財産を守る治水事業の推進
- ・ 地震時に対応した河川敷、河川を円滑に活用できる取組の推進
- ・ 緊急用河川敷道路、防災船着場（リバーステーション）の確保と危機管理の推進
- ・ 浸水想定区域の指定・公表などによる水災危機意識の啓発・向上

○ 自然豊かな水辺空間を再生する川づくり

- ・ 既存の自然地や新たな自然地の保全・創出
- ・ 水質を改善検討し、誰もが安全に親しめる水辺の創出

○ 適正な利用の推進と新たな魅力を創出する川づくり

- ・ 利用ルール作成による、誰もが気持ちよく過ごすことができる雰囲気づくり
- ・ 植樹や便益施設の設置基準の改善と治水安全上に配慮した植樹、ベンチの創出
- ・ 河川敷利用のゾーニングをベースとした多様な利用スペースの拡充

○ 自らできる川づくり支援を推進する川づくり

- ・ 現状の管理水準を維持し、自然環境の保全や適正な河川敷利用を実施していくための区民との協働による河川管理の推進

---

## 2. 荒川づくりの考え方

平成8年4月に策定した「荒川将来像計画 1996 地区計画書」は短期計画としておおむね10年後の姿を示し、地域の人々の協力のもとに、その実現に取り組んできました。

策定後10数年が経過した今、その進捗を調査し、当初の計画との整合を確認するとともに、河川環境や河川利用への意識の変化などの社会情勢への対応を図ることが必要となっています。

このため地区別計画では、平成8年から平成21年にかけて整備された当初の計画の進捗状況と、その成果と課題を明らかにした上で、荒川下流域全体を見据えた、今後の望ましい姿をブロック別計画として示すものです。

以上を受け、これからおおむね10年後の板橋区地区の荒川河川敷の望ましい姿を実現するための基本方針や土地利用計画、ブロック別の具体的な取組の内容(2.4参照)を示します。

なお、板橋地区は新河岸・舟渡ブロックという一つのブロックで構成されています。

### 2.1 まちづくりの中での荒川の役割

板橋区地区の荒川河川敷は、区内の都市公園面積の31.7%を占める広大な“みずとみどり”の拠点となっています。

板橋区では「光と風の荒川」整備事業と名づけ、国土交通省の荒川河川敷かさ上げ工事にあわせて、「自然と共生する野外レクリエーションゾーン」として河川敷の整備を進めてきました。

平成23年3月に策定された板橋区緑の基本計画「いたばしグリーンプラン2020」では、荒川は、崖線・石神井川とともに板橋の緑の骨格をなす3つの「緑の軸線」にも位置づけられています。

荒川河川敷は、来るべき大震災の時には、広域避難場所であると同時に、水上輸送やヘリコプター等の発着地点となることから、援助物資を大量輸送できる物流拠点としても、大きな役割を担うことになります。

生物の貴重な生息・生育地となっている荒川の自然地については、全体管理方針を立て、自然地としてのまとまりの確保と質の維持・向上を図り、エコロジカルネットワークの拠点としての機能を高めていくことが必要となっています。

また、広大なオープンスペースでもある荒川河川敷は、スポーツやレクリエーションの拠点として、あるいは春のマラソン大会、夏の花火大会とイベント等にも活用されています。

---

## 2.2 川づくりの基本方針

〈コンセプト〉

### 自然と人が融合する交流拠点「光と風の荒川」

遮るものが無い広大な大地で、燦燦（さんさん）とふりそそぐ日の光を浴び、荒川からの風を受け、多くの人が思い思いに散策に、スポーツに、自然観察にと楽しめる、自然と人が融合した空間をつくっていきます。



〈基本方針〉

#### ○災害に対応した整備の促進

- ・荒川河川敷は地域防災計画において広域避難場所に指定されており、地震等の災害時の防災ネットワークとなる緊急用河川敷道路や防災船着場（リバーステーション）が既に整備されています。
- ・防災機関等との連携を深め、地震等の災害時に有効に運用できるオープンスペースとしての機能を更に高めるための整備を促進していきます。

---

○自然豊かな水辺空間の再整備と開放

- ・一般に開放されていない生物生態園・中規模自然地について、利用ルールや維持管理方法を定め、実施可能な箇所から開放に向けた再整備を進めていきます。
- ・再整備にあたっては、安全に水辺に親しめるよう、不法行為（不法工作物の設置、不法耕作）を抑止し、散策路（管理用通路を含む）のネットワーク形成を進めていきます。

○誰もが気持ちよく過ごせる仕組み（利用ルール）の徹底

- ・近年、高速自転車走行、ゴルフの練習、ラジコン飛行機等の迷惑・危険行為や、不法工作物の設置、不法耕作、ゴミの不法投棄等の不法行為が増加し、重大事故の発生や河川美化の低下につながっていることから、誰もが荒川河川敷で気持ちよく過ごせるために2市10区で定めた荒川下流河川敷利用ルールの徹底を図っていきます。

○区民との協働による川づくりの推進

- ・人為的な整備を進めてきた荒川河川敷において、現在の管理水準を維持し、自然地の保全や適正な河川敷利用を図るためには、区民の協力が不可欠であることから、区民と行政（河川管理者・公園管理者）の役割分担を明確化し、区民が取り組む管理を継続的・効果的・効率的に進めることができる連携の仕組みづくりを構築していきます。

## 2.3 土地利用計画

推進計画では、現状の河川敷利用状況をふまえながら、これからおおむね10年後の荒川下流部全体の望ましい姿を想定し、河川敷を流下方向に「自然系ゾーン」「利用系ゾーン」の2つに大別して、緩やかな土地利用誘導を図っていくこととされています。

「自然系ゾーン」は主に自然地の適切な維持管理を前提として保全を図っていくゾーン、「利用系ゾーン」は主にスポーツグラウンドや公園・緑地等の適正な利用を図っていくゾーンとされています。

板橋区地区別計画では、このゾーニングに基づき、現況の土地利用と今後の基本方針をふまえ、下表で示した区分に従って水際を含むゾーン内の詳細な土地利用区分を設定しました。

表1 板橋区における土地利用区分

推進計画 ゾーニング	土地利用区分		目的	利用例
自然系ゾーン  利用系ゾーン	自然保全地		現存する自然環境を保全する	モニタリング調査, 自然観察
	自然利用地		市民が自然環境に親しむ	環境教育、自然観察、散策、草摘み、虫取り
	多目的地		多目的に利用	散策、ピクニック、球技以外のスポーツ等
	ゴルフ場※		ゴルフに利用	ゴルフ (散策、ピクニック)
	利用施設	各種競技場※	ゴルフ以外の特定のスポーツを行う	野球、サッカー、陸上競技等
その他※		スポーツ以外の特定の目的で使用	駐車場、船着場、緊急用河川敷道路等	

※ゴルフ場、各種競技場及びその他については自然度の向上を図っていきます。

また、推進計画では、表2に示すとおり、荒川下流部の水辺の横断形状を「干潟タイプ」「湿地化タイプ」「親水タイプ」及び治水上の観点から「直壁護岸タイプ」の4タイプに分類し、これをもとに各地区別計画で水辺の整備方針を立てることが示されました。

板橋区地区においては、現況の水辺の形態を考慮し、この4タイプのうち「湿地化タイプ」と「直壁護岸タイプ」の2タイプで水辺の整備を進めていきます。

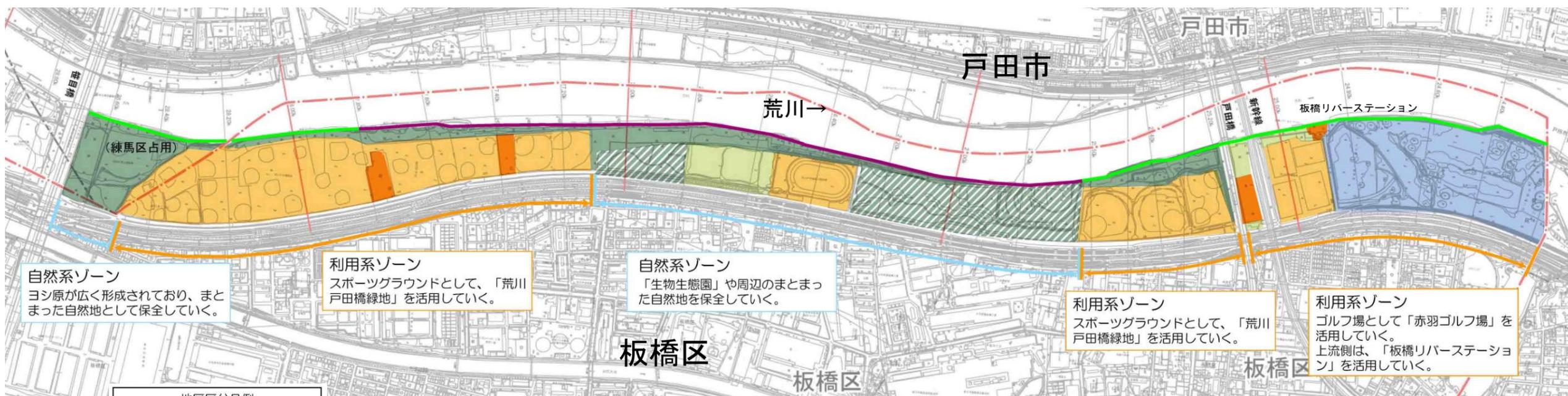
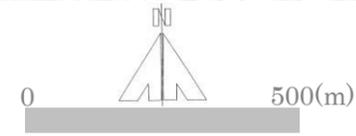
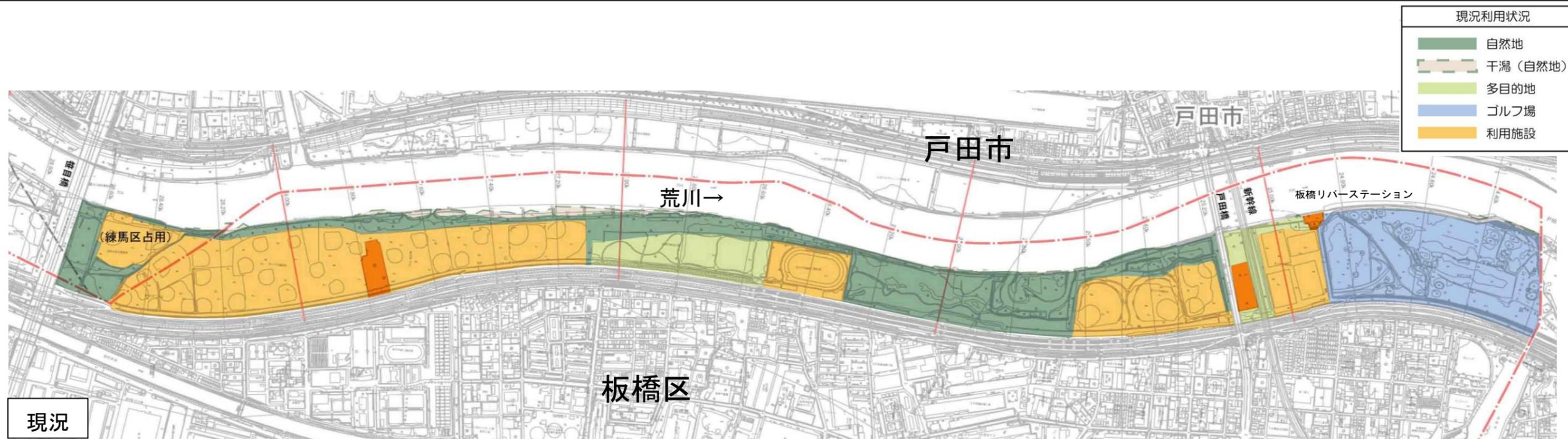
この水辺の整備にあたっては、安全に水辺に親しめるよう、不法行為（不法工作物の設置、不法耕作）を抑止し、散策路（管理用通路を含む）のネットワーク形成を進めていきます。

表 2 荒川下流における水辺整備のタイプ

タイプ名		内容
A	干潟タイプ	干潟の保全・整備を行う
B	湿地化タイプ	湿地やワンドの保全・整備を行う
C	親水タイプ	河川敷のグラウンドや広場利用とあわせて親水護岸を維持・整備する
D	直壁護岸タイプ	治水上の重要箇所や変更が難しい箇所で、現状の直壁護岸（鋼矢板護岸）を維持する



板橋生物生態園付近の護岸（26.0km 付近）



自然系ゾーン  
ヨシ原が広く形成されており、まとまった自然地として保全していく。

利用系ゾーン  
スポーツグラウンドとして、「荒川戸田橋緑地」を活用していく。

自然系ゾーン  
「生物生態園」や周辺のまとまった自然地を保全していく。

利用系ゾーン  
スポーツグラウンドとして、「荒川戸田橋緑地」を活用していく。

利用系ゾーン  
ゴルフ場として「赤羽ゴルフ場」を活用していく。  
上流側は、「板橋リバーステーション」を活用していく。

地区区分凡例	
	自然保全地
	自然利用地
	多目的地
	ゴルフ場
	利用施設（各種競技場）
	利用施設（その他）

水辺整備のタイプ凡例	
	干潟タイプ
	湿地化タイプ
	親水タイプ
	直壁護岸タイプ

新ゾーニング(案)	
	自然系ゾーン
	利用系ゾーン

計画

図4 板橋区土地利用計画図

## 2.4 ブロック計画

板橋区地区は、「荒川将来像計画 1996 地区計画書」に基づき、今回の地区別計画策定にあたっては、板橋地区全体を新河岸・舟渡ブロックの1ブロックとして位置づけ、川づくりの基本方針及び土地利用計画を受けて、整備の考え方を示します。

### 2.4.1 現況土地利用

板橋区の荒川河川敷は、河口から 24.2km～28.7km に位置しており、その低水路幅は約 150m です。河川敷の面積は、約 99ha であり、その内訳は自然地が約 33ha、グラウンドや公園・緑地、ゴルフ場等の利用地が約 66ha となっています。

表 3 現況土地利用（平成 20 年度末）

土地利用項目	面積(ha)
自然地	31.37
干潟(自然地)	1.67
多目的地	8.41
ゴルフ場	15.80
利用施設	41.80
土砂仮置き場	0.00

\* 上流戸田市区域を含む

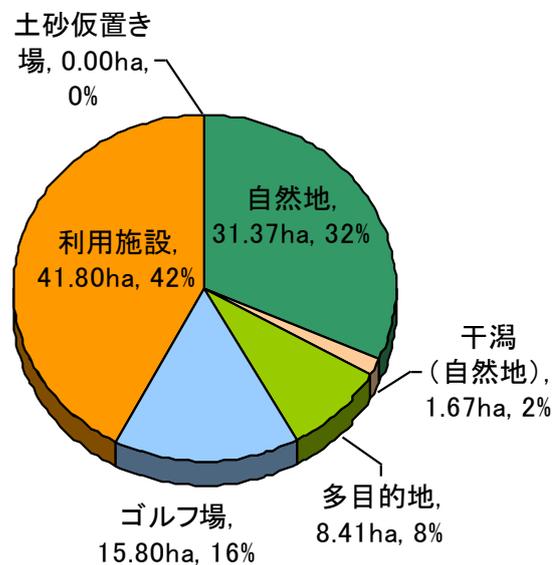


図 5 現況土地利用（平成 20 年度末）



利用施設



自然地（生物生態園）

## 2.4.2 ブロック計画

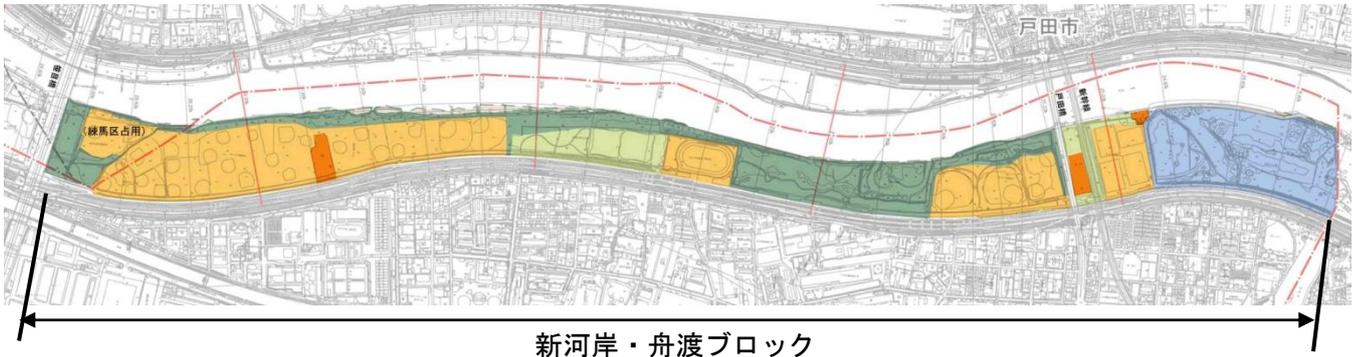


図6 板橋区におけるブロック

### 1) ブロックの概況

- ・本ブロックは、区的最上流区境から最下流区境までの全域となります。
- ・上流側は、多くの野球場や駐車場のある利用系ゾーンとなっています。
- ・中流域は、多目的地である草地広場、中規模自然地、生物生態園のある自然系ゾーンの間、陸上競技場のある利用系ゾーンが配置されています。
- ・下流側の戸田橋付近は、野球場、サッカー場、ゴルフ場のある利用系ゾーンとなっています。



新河岸・舟渡ブロック付近の荒川 (26.2km～28.4km)

---

## 2) これまでの成果

- ・河川敷利用として「スポーツグラウンドの整備（野球場、サッカー場、陸上競技場）」「草地系広場の創出」「駐車場（戸田橋下流）」「サービスステーション（トイレ、水飲み場）」、自然度の向上として「赤羽ゴルフ場における自然度向上」「中規模自然地（生物生態園）等の形成」が進められました。
- ・震災時に荒川を復旧資材や救援物資の輸送路として確保するため、堤防脇に緊急用河川敷道路が整備され、普段は散歩やジョギング、サイクリングなどに活用されるとともに、防災船着場（板橋リバーステーション）が整備されました。また、防災緊急情報ネットワークの整備の一環として、全エリアにわたって河川敷に光ファイバーを敷設しました。
- ・荒川市民会議（第Ⅰ期）において、中規模自然地を下流に、スポーツグラウンドを上流に配置変更しました。
- ・荒川市民会議（第Ⅲ期）において、草地系広場を下流に、スポーツグラウンドを上流に配置変更しました。



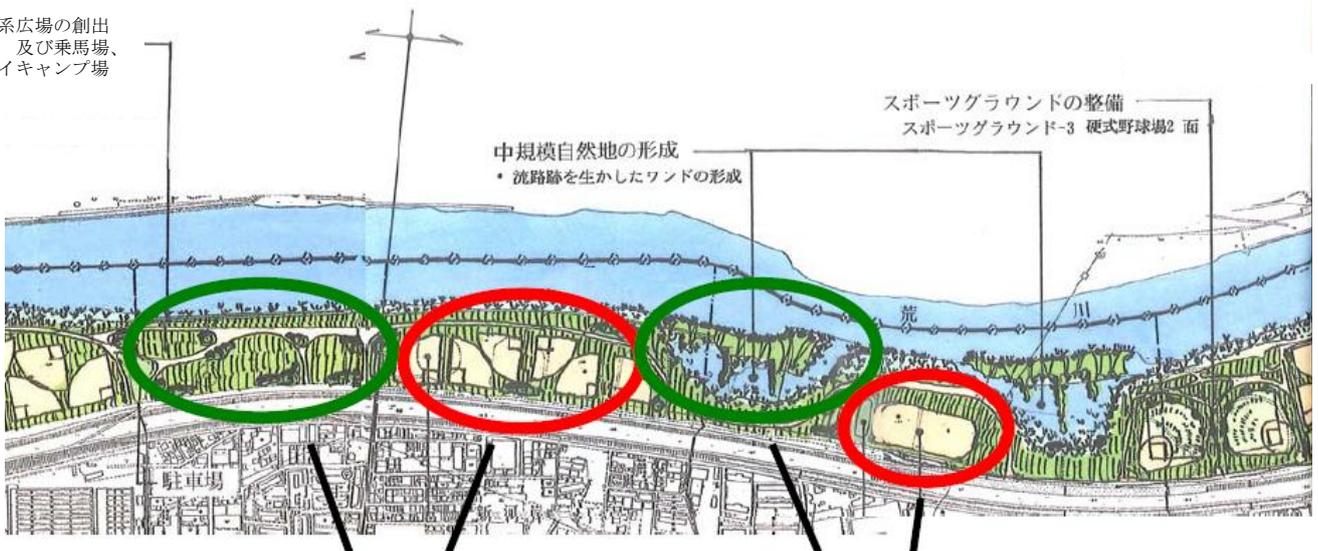
上流側スポーツグラウンド



草地系広場

●1996 板橋区地区計画図

草地系広場の創出  
及び乗馬場、  
デイキャンプ場



荒川市民会議 第Ⅲ期で検討

図7 1996 板橋区地区計画

荒川市民会議 第Ⅰ期で検討

●再配置案

現況の利用状況を考慮し、入れ替える。

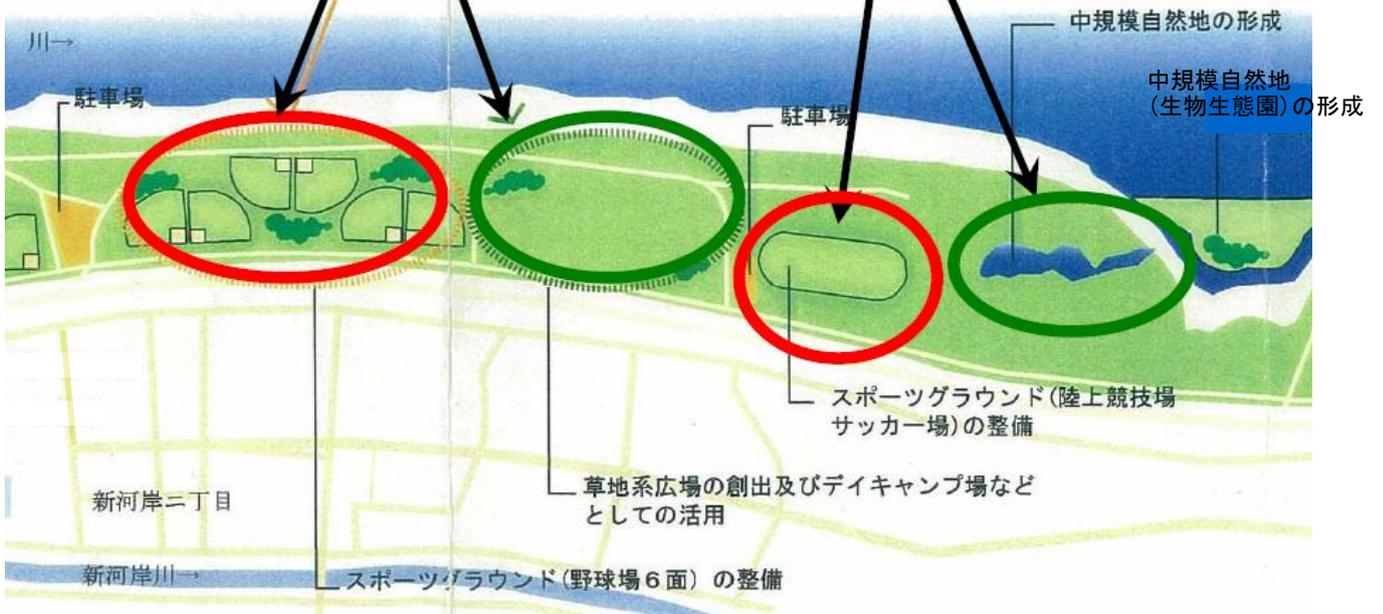


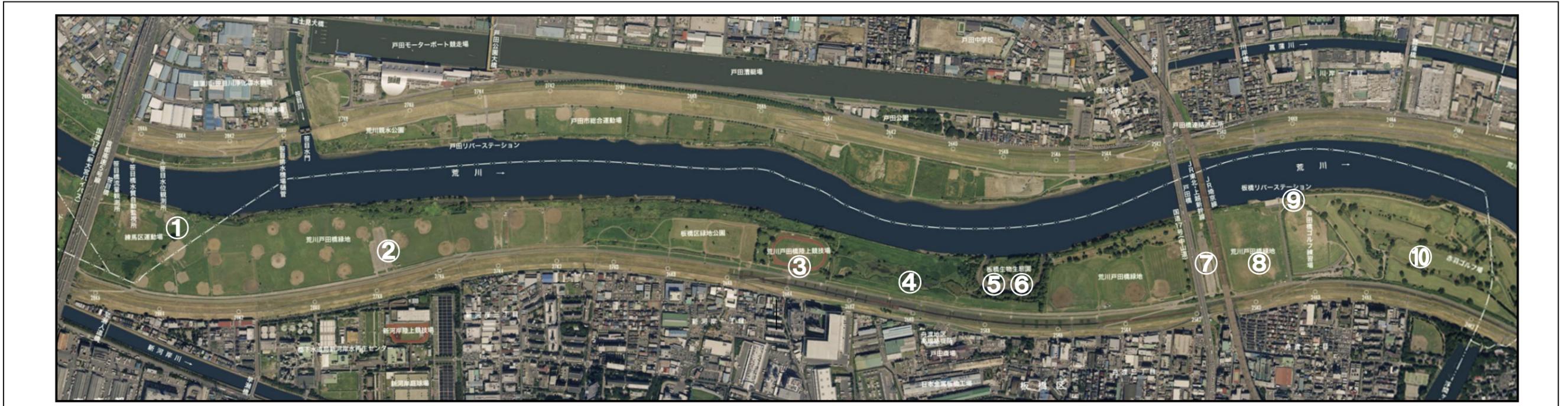
図8 再配置案

---

### 3) 取組課題

- ・「大規模自然地」が未整備となっています。この箇所については、板橋区の行政区域外であり、また、現在練馬区が硬式野球場として占有していることから、整備や管理の方法等について、引き続き検討していきます。
- ・陸上競技場隣に計画されていた駐車場については、本地区別計画期間である、おおむね 10 年以内の整備は行わず、河川敷利用者の安全確保や利用頻度などから、あらためて必要性を検討していきます。
- ・上流側スポーツグラウンドについては、効率的な再配置・整備を行い、これに併せて施設間に小規模な自然地を生み出す計画でしたが、本地区別計画期間中は、現況のスポーツグラウンドを生かし、その周囲の自然度向上を暫定的に図る方向で検討していきます。一方、スポーツグラウンドの利用状況は、週末を中心に「飽和」状態が続いており、区の施設利用システムに登録している野球チームは 1,100 以上、サッカーチームは 100 を超え、施設数の増加要望は根強いものがあります。このため、スポーツグラウンドの効率的な再配置による施設の拡充については、引き続き検討を続けていきます。

●現況



●進捗状況

<p>①大規模自然地(未整備)</p> 	<p>③陸上競技場等の整備</p> 	<p>⑤生物生態園の整備 (1)</p> 	<p>⑦駐車場の整備</p> 	<p>⑨板橋リバーステーションの整備</p> 
<p>②駐車場の整備</p> 	<p>④中規模自然地の整備</p> 	<p>⑥生物生態園の整備 (2)</p> 	<p>⑧スポーツグラウンドの整備</p> 	<p>⑩ゴルフ場の自然度向上</p> 

図9 進捗状況

---

#### 4) ブロック計画

##### 〈ブロックの目標・整備方針〉

- 地震や洪水などの災害に対応した整備を促進していきます。
  - ・大規模震災時における河川敷の効果的な活用に向けた整備を行います。
- 下流域にふさわしい自然豊かな水辺空間を再整備し、開放していきます。
  - ・生物生態園・中規模自然地の開放に向けた整備を行います。
  - ・散策路（管理用通路を含む）の整備を行います。
  - ・上流側スポーツグラウンド周辺の自然度を向上させます。
  - ・上流側の駐車場の追加整備を行うとともに、既存の駐車場も含めて、駐車場周囲の自然度を向上させます。
- 誰もが気持ちよく河川敷で過ごせるよう、利用ルールを徹底していきます。
  - ・荒川下流河川敷利用ルールの徹底
- 区民と行政との協働により、河川敷を守り、育てていきます。
  - ・区民と行政の協働による川づくりを継続・発展させます。

##### 〈ブロックの取組内容（目標年次：おおむね 10 年後を目指します）〉

- 大規模震災時における河川敷の効果的な活用に向けた整備
    - ・東京都から広域避難場所に指定されている荒川河川敷は、大規模な震災時に拡大することが想定される火災から一時的に逃れるためのオープンスペースとしての機能を有していることから、この機能は今後も維持していきます。
    - ・大規模な震災に備えて整備した緊急用河川敷道路や防災船着場（リバーステーション）などの施設を、震災発生時に、緊急輸送や災害復旧などに迅速かつスムーズに活用するため、防災機関と意見交換し、有効活用に向けて連携を深めていきます。この防災機関との連携による災害対応の効率化のために必要であれば、既存施設の改修などを検討し、これに取り組んでいきます。
    - ・首都圏で大規模地震が発生した場合に、緊急用河川敷道路、リバーステーション及び高水敷を有効・円滑に利活用し、迅速な災害対策活動を行うことを目的として、荒川下流河川事務所、沿川自治体（2市7区）、東京都、埼玉県、消防、警察及び陸上自衛隊が集まり、平成 24 年 2 月に「荒川下流防災施設運用協議会」を開催しました。この協議会の中で、「荒川下流防災施設活用計画」〔試行版〕が策定され、今後、これらの災害時に活用する施設などを運用しながら、この計画の充実・改善を継続的に進めていきます。
-

---

○生物生態園・中規模自然地の開放に向けた整備

- ・整備したものの開放に至っていない生物生態園・中規模自然地について、これまで築いてきた区民と行政との協働を更に推進し、利用ルールや維持管理方法を検討・策定し、実施可能な箇所から開放に向けて再整備を行っていきます。

○散策路（管理用通路を含む）の整備

- ・生物生態園や中規模自然地などの自然豊かな水辺空間を再整備するにあたり、安全に水辺に親しめ、不法工作物の設置や不法耕作などの不法行為を抑止できるよう、散策路のネットワーク形成を進めていきます。
- ・このネットワーク形成にあたり、水辺の散策路の整備も行い、生物生態園や中規模自然地などの散策路とつないで循環ルートとして整備していきます。なお、管理用通路の整備にあたっては、ヨシ原などの自然環境の保全に十分配慮していきます。

○上流側スポーツグラウンド周辺の自然度向上

- ・上流側スポーツグラウンドについては、再配置・整備を行う計画でしたが、本地区別計画期間中は現況施設を生かすこととし、この周辺の自然度を向上させるための整備を進めていきます。

○上流側の駐車場の追加整備と駐車場周囲の自然度向上

- ・スポーツグラウンドが多い上流側において、既存駐車場では利用者の車を収容しきれないため、本ブロック内の3番目の駐車場を新たに整備していきます。
- ・駐車場整備にあたっては、周囲の自然度向上を図っていきます。また、既存の駐車場の周囲についても、併せて自然度の向上を図ります。

○荒川下流河川敷利用ルールの徹底

- ・近年、高速自転車走行、ゴルフの練習、ラジコン飛行機等の迷惑・危険行為や、不法工作物の設置、不法耕作、ゴミの不法投棄等の不法行為が増加し、重大事故の発生や河川美化の低下につながっています。このため、荒川下流河川事務所、沿川2市10区、河川環境管理財団で定め、平成22年4月1日から運用を始めた「荒川下流河川敷利用ルール」の徹底を図ることとし、周知活動を強化していきます。

○区民と行政との協働による川づくりの継続・発展

- ・自然地の維持管理にあたっては、区民と行政（河川管理者・公園管理者）の役割分担を明確化し、区民が取り組む管理を継続的・効果的・効率的に進めることができる連携の仕組みづくりを構築・発展させていきます。

---

荒川下流河川敷利用ルール

1. 自転車はいつでも止まれるスピードで走行すること。  
(目安として時速 20 km以下)
2. ゴルフの練習は行わないこと。(素振りを含む)
3. 22 時以降は音の出る花火はしないこと。
4. 他の者に迷惑をかける騒音は出さないこと。
5. ラジコン飛行機は飛ばさないこと。(ヘリコプターを含む)
6. 犬のリードは離さない・フンの放置はしないこと。
7. ゴミの不法投棄はしないこと。
8. バーベキュー (※)・たき火等の火気を使用しないこと。
9. 自動車及びオートバイ等は河川敷道路等への進入はしないこと。  
(許可車両は除く)

(荒川下流河川敷利用ルール検討部会) 荒川下流河川事務所・江東区・江戸川区・  
葛飾区・墨田区・台東区・荒川区・足立区・北区・板橋区・練馬区・川口市・戸田市

(平成 22 年 4 月 1 日運用開始)

図 10 荒川下流河川敷利用ルール

※ 板橋区の荒川河川敷では、荒川戸田橋緑地草地広場内の芝生広場においてバーベキューをすることが可能です。ただし、この場合には東京都板橋区公園条例に基づく許可が必要となります。

●ブロック計画

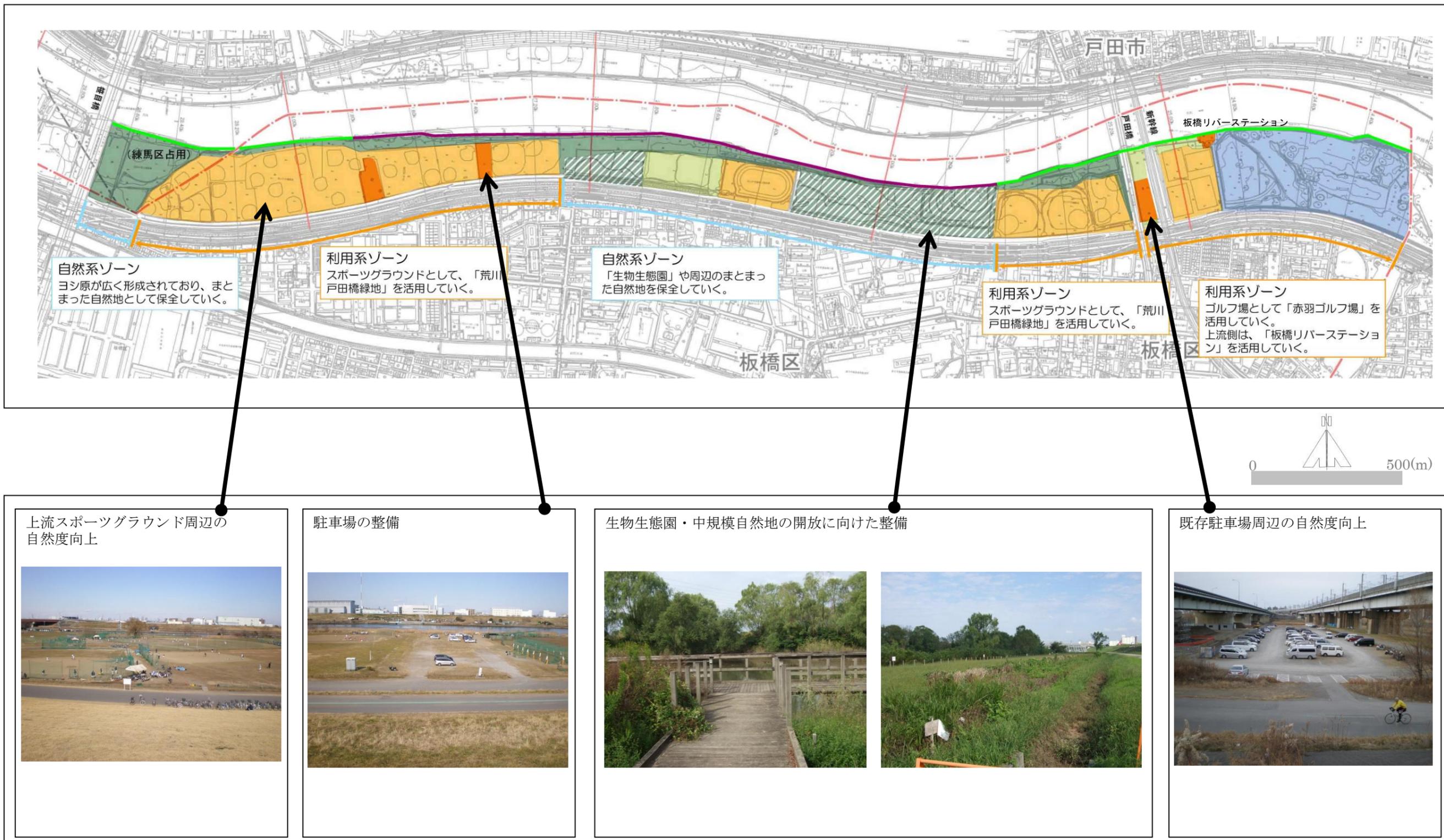


図11 ブロック計画

---

## 3. 荒川の維持・管理の考え方

「荒川将来像計画 1996 地区計画書」の実現に際しては、沿川市区民、沿川自治体、国による2市7区荒川市民会議を開催し、これを通して各市区の荒川のあるべき姿が議論され、河川敷の整備が進められてきました。

今後も、荒川がより身近な川として多くの沿川市区民に親しまれるためには、沿川市区民、沿川自治体、国の3者の協働によって計画を推進し、あるべき姿としての荒川を育てていくことが、ますます重要になってきています。

以上を受け、ここでは、今後の板橋区における荒川河川敷の維持・管理に対する考え方や、区民、板橋区、国のそれぞれがなすべき役割分担などを示します。

### 3.1 基本的な考え方

#### 3.1.1 管理計画策定の背景

板橋区の荒川河川敷は、「荒川将来像計画 1996 地区計画書」〔板橋区編〕に基づき整備を進めてきました。

河川敷はグラウンドや緑地・公園等として利用され、区民に親しまれている場所や、自然地として動植物の貴重な生息・生育の場となっている場所も多く、今後はこれらの河川敷・水辺の利用や環境、防災等に配慮して適正に管理していくことが一層重要となっています。

また、これからの川づくり計画は、単に創るためだけのものではなく、荒川を守り育てていく計画としても機能することが大切です。このため、沿川自治体としての板橋区や河川管理者としての国だけでなく、荒川を利用する区民の方々との協働により荒川を守り育てる体制づくりを行っていくことが重要です。

#### 3.1.2 管理上の課題

現在の荒川下流部の河川敷は、干潟、草地、池や水路などの湿地等の自然地と、グラウンド、緑地・公園等の利用地に大別されます。

自然地では、維持管理が十分に行き届いていない箇所もあり、生物多様性の観点から外来種の侵入などによる生物種数の減少が懸念されています。また洪水時の漂着ゴミの放置や不法居住、ゴミの不法投棄などの問題も指摘され、良好な自然環境が形成されないことが課題となっています。

利用地としてのグラウンドや緑地・公園等では、河川敷のマナーが守られず、禁止区域でのゴルフ練習や自転車の高速走行による歩行者との接触事故、ゴミの不法投棄等の迷惑行為・危険行為等の増加が課題となっています。

---

### 3.1.3 管理計画の手法

区民に様々に使われている荒川を維持するには、「河川の状態を把握するための調査・巡視・定期点検等」「維持管理水準を維持するために実施すべき対策」及び「快適な利用の提供」の3つの目的からの維持管理が必要です。

「河川の状態を把握するための調査・巡視・定期点検等」としては、治水機能の確保のための基本データの収集を行うとともに、河川区域における利用や環境にかかる変状の発見、河川空間の利用に関する情報収集、日常的な河道・堤防等の巡視・点検、モニタリング、出水後の河道の状況把握などが必要となります。

「維持管理水準を維持するために実施すべき対策」としては、除草等の維持管理作業をはじめ、維持管理目標を満足するために実施すべき対策、河川の維持管理に必要なソフト的項目及び対応が必要となります。

「快適な利用の提供」としては、河川利用者の安全確保点検などの河川区域における利用や環境にかかる変状の発見や、河川区域等における快適な利用のためのルールづくり、情報提供、各種施設の整備、管理などが必要となります。

---

## 3.2 行政と区民の役割

区民と行政が連携した管理を推進するためには、管理者と市民活動の役割分担を明確化し、区民が取り組む活動を継続的かつ効果的・効率的に進めることができる「市民活動と行政の連携の仕組みづくり」を構築することが必要となります。

このため、国は河川管理者として、荒川下流部全体を見渡した視点から、治水安全性の確保、利水、河川環境の保全のための取り組みを行います。

区は河川敷を利用する区民への行政サービスやまちづくりの一環としての視点から、スポーツ施設の運営や自然地の管理を中心に取組を行います。

区民は、公共空間である荒川河川敷において、ゴミを捨てない、利用マナーを守るという適切な利用に努めることが基本となります。

### 3.2.1 国（河川管理者）が行う維持管理

荒川の下流部において、災害に対する安全・安心を確保し、自然豊かな水辺空間の再生と適正な河川利用を推進するため、以下の維持管理の取組を行っていきます。

河川の状態を把握するため、基礎データの定期的な蓄積として必要な測量、河道状況の把握、河川空間の利用に関する情報収集、日常的な河道・堤防等の巡視・点検、モニタリング、出水後の河道の状況把握などを行います。

また、維持管理水準を維持するために実施すべき対策として、堤防除草等の維持管理作業をはじめ、河川構造物・施設等の修繕、地震や災害等の対応のためのソフト的項目及び対応に取り組んでいきます。

さらに、快適な利用の提供として、護岸、坂路、散策路などの施設に対する安全確保点検や、河川区域等における快適な利用のためのルールづくり、情報提供、各種施設の整備、管理などを行います。

### 3.2.2 板橋区が行う維持管理

板橋区は、荒川の河川敷の維持管理を担当しています。占用区域の用途としては、大別して自然地とスポーツグラウンド等の2つになります。

維持管理については、河川の状態を把握するための調査・巡視・定期点検等として、国と協働で廃棄物の投棄の監視、不法行為、不法占用、不法工作物の監視等を行います。

また、維持管理水準を維持するため、河川敷の清掃、植物管理、施設管理を進めます。さらに出水前、出水時などの災害時には、国や消防機関、消防団との連携による対応を図ります。

快適な利用の推進としては、各種利用情報、イベントの実施等の利用運営を行います。また、多くの方の利用に供するため必要に応じて施設のバリアフリー化を進めるとともに、ワンド、ビオトープ等の整備により自然豊かな河川敷を創り、守っていきます。

### 3.2.3 区民が行う維持管理

区民が行う維持管理は、動植物調査等による情報提供、クリーン活動の実施、川の通信簿の実施、不法行為の通報など、河川の状況を把握するための情報提供や、河川の維持管理水準を保つために必要な活動が期待されます。

また、ワンド ビオトープ等の管理や自然観察会等の実施などにより、河川敷を活用した快適な利用の促進が期待されます。

国、板橋区及び区民の役割分担は ね以下ようになります。

表 4 維持管理の役割分担

管理の手法 ※治水のための管理項目	管理の主体		
	国	板橋区	区民
<b>河川の状態を把握するための調査・巡視・定期点検等</b>			
<b>○基本データ収集（測量）</b>			
縦横断測量、平面測量（航空写真測量）、斜め写真撮影※	○		
<b>○基本データ収集（河道状況把握）</b>			
生き物の情報収集（鳥類の繁殖場調査、魚類・植物・両生類・爬虫類・哺乳類・陸上昆虫類調査、河川環境情報図の更新）	○		○
河川空間利用実態調査	○		
河川空間評価「川の通信簿」（国交省事業）の実施	○		○
外来種対策	○	○	○
水面利用の監視※	○		
<b>○基本データ収集（水文調査）</b>			
水位・水質観測※	○		
<b>○河川区域等における不法行為の発見</b>			
ホームレス等の不法行為・不法占用・不法工作物の監視※	○	○	
<b>○日常的な河道・堤防等の巡視・点検・モニタリング</b>			
日常的な河川巡視、堤防・護岸等の変状箇所における継続的モニタリング※	○		
<b>維持管理水準を維持するために実施すべき対策</b>			
<b>○河川敷の清掃管理</b>			
クリーンエイドの実施、ごみ・廃棄物の投棄監視、種類の集計	○	○	○
河川区域内の占用施設のごみ処理、清掃		○	○
<b>○河川敷の生物管理</b>			
高水敷の占用施設の除草、除草後の集草		○	
池・ワンド・ビオトープ、園地等の管理		○	○
<b>○河川敷の施設管理</b>			
トイレ、遊具、ベンチ、園路、運動施設等の施設点検・修繕		○	
遊具の安全管理		○	
バリアフリー対策の実施	○	○	
連携による池・ワンド・ビオトープ、園地の生物管理			
<b>○維持管理目標を満足するために実施すべき対策</b>			
河川構造物の修繕※	○		
<b>○河川の維持管理に必要なソフト的項目及び対応</b>			
住民（消防団）、自治体、国の連携した出水前・出水時の対応※	○	○	○
濁水時・水質事故時の対応※	○		
地震時の対応（緊急用河川敷道路、防災船着場の運用実施内容・方法、河川敷に避難した住民対応、津波情報発令時の河川管理者対応）	○	○	
その他（火災、テロ等の発生後、情報提供後の対応）	○	○	
<b>快適な利用の提供</b>			
<b>○河川利用施設及び許可工作物の維持の確認</b>			
河川利用者の安全確保点検（護岸、坂路、散策路、手すり、天端道路）	○	○	
<b>○河川区域等における快適な利用</b>			
利用情報（意向調査、苦情・要望、モニター等）の収集・提供	○	○	○
イベント、プログラムの実施（荒川の自然を使った工芸作品づくり、水辺の楽校等での自然観察会等）		○	○
防災施設の平常時利用（リバーステーション、緊急用河川敷道路等の活用）			
<b>○利用指導</b>			
荒川下流河川敷利用ルールの適正運用、周知	○	○	

### 3.3 河川敷の管理計画

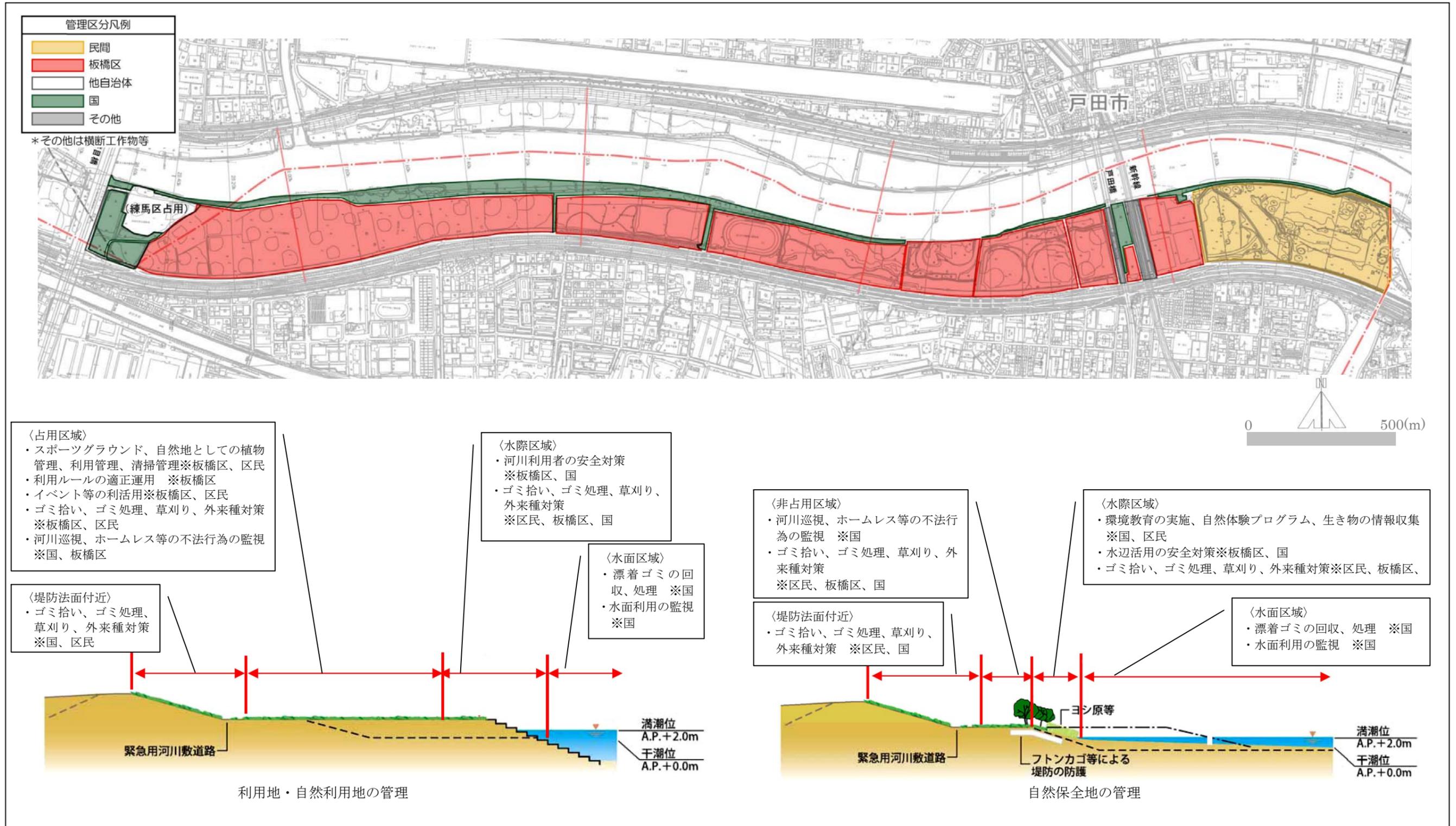


図 12 板橋区河川敷管理区分図

### 3.4 自らできる川づくり支援の仕組み

荒川では、様々な区民による河川敷の管理への参加が拡大しており、今後は、ボランティアをはじめ荒川を利用する区民の方々との協働により、荒川を守り、育てることが重要となっています。

このため行政と区民の連携のもと、将来にわたり継続的・発展的に荒川の維持管理を進められる市民活動への支援を推進する必要があります。

板橋区では自らできる川づくり支援のメニューを表 5 のとおりとし、国とともに取り組んでいきます。

表 5 自らできる川づくり支援の取組内容の一例

No.	取組	内容	担当部署
1	情報発信	A R Aメールによる市民活動のPRを行う。	国:荒川下流河川事務所調査課
2	板橋区荒川市民会議の運営	会議の場で、区民が荒川のあるべき姿について討議するため円滑な運営を行う。	国:荒川下流河川事務所調査課 板橋区:土木部みどりと公園課
3	市民活動の場の提供	知水資料館3階を開放して、活動の場を提供する。 板橋区リサイクルプラザの多目的室の貸出し、いたばし総合ボランティアセンターのボランティア・NPOルームの貸出し及び地域センター内集会所・区民集会所等の貸出しを行う。	国:荒川下流河川事務所調査課 板橋区:土木部みどりと公園課
4	行政と区民の連携窓口のPR	行政と区民がスムーズな連携を行っていくため、行政側の連携や相談の窓口を積極的にPRする。	国:荒川下流河川事務所調査課 板橋区:土木部みどりと公園課
5	ボランティア保険加入サポートやゴミ拾い後のゴミの収集	区民がゴミ拾いや自然観察を行う際の保険加入のサポートや、ゴミ拾い後のゴミ収集を行う。	板橋区:土木部みどりと公園課
6	維持管理活動にあたって必要な資機材等の提供	区民が自然地の維持管理活動を行うにあたって必要な資機材等を提供する。	板橋区:土木部みどりと公園課
7	河川敷を利用している区民や河川沿いに隣接している公共施設等との連携	河川敷を利用している区民や河川沿いの公共施設等と連携して良好な河川環境の維持に努める。	板橋区:区民文化部スポーツ振興課 土木部みどりと公園課

---

## 4. 計画の実施に向けて

地区別計画は、各地区におけるおおむね 10 年後の荒川河川敷のあるべき姿を示しています。今後はその実現に向け、着実な推進をしていくことが必要です。このため、推進に際しては、計画の着実な実行、社会情勢の変化に伴う新たな対応や課題解決のための計画の見直し・改善などにより、計画について再確認しつつ活動につなげていく体制づくりが大切です。

以上を受け、ここでは、今後も地域とともに地区別計画を推進していける仕組みと計画変更プロセスを示します。

### 4.1 推進の仕組み

荒川将来像計画は、これまで荒川市民会議の議論を踏まえて、国と沿川自治体との協力の下、「荒川の将来を考える協議会」によって計画の推進を図ってきました。今後も、地域との協働により地区別計画を推進していくことが重要です。

このため荒川市民会議や「荒川の将来を考える協議会」において、計画の評価システムとしての PDCA サイクルを導入し、計画を確認し、議論を重ねながら活動を実施していきます。

内容の確認等を通して、ブロックの土地利用計画や川づくり支援の取組について変更の必要性が生じた場合は、課題等の分析を行い、必要に応じて見直しを行っていきます。

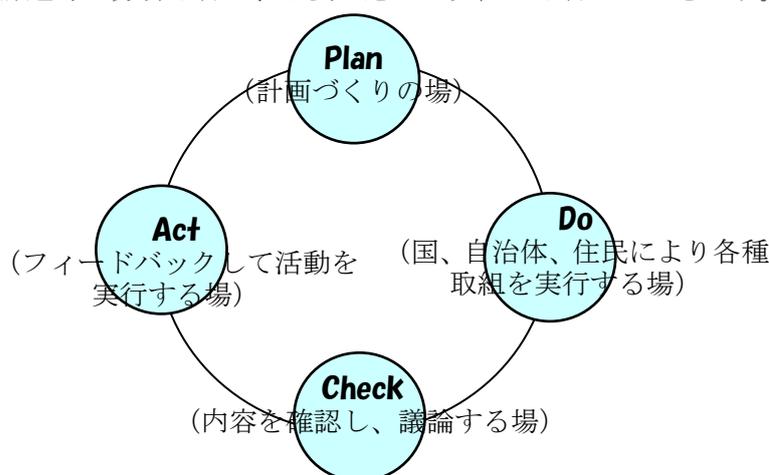


図 13 PDCA サイクルによる地区別計画の推進

### 4.2 計画の変更プロセス

地区別計画の策定後、変更の必要性が認められる場合は、荒川市民会議等の地域住民の意見聴取を行いながら作成していき、当計画の変更にあたっては、国や隣接する自治体と調整の上で、「荒川の将来を考える協議会」で承認を得た後、変更することとします。

### 4.3 計画書の周知

本地区別計画を区民と行政の連携のもと推進するためには、本地区別計画を区民に周知していく必要があります。このため、「荒川将来像計画 2010 地区別計画」の説明会の開催や区での意見募集、区の懇談会・タウンミーティング等での議題提供、荒川知水資料館での企画展示などによる周知を推進します。

---

■問合せ先■

荒川の将来を考える協議会 事務局

板橋区役所 土木部みどりと公園課 TEL : 03-3579-2532

国土交通省 荒川下流河川事務所 調査課 TEL : 03-3902-2311 (代表)